官民データ活用の全国展開

～地方公共団体における官民データ活用推進計画策定に向けて～

平成30年1月１６日

内閣官房

情報通信技術総合戦略室

内閣官房　情報通信（IT）総合戦略室について

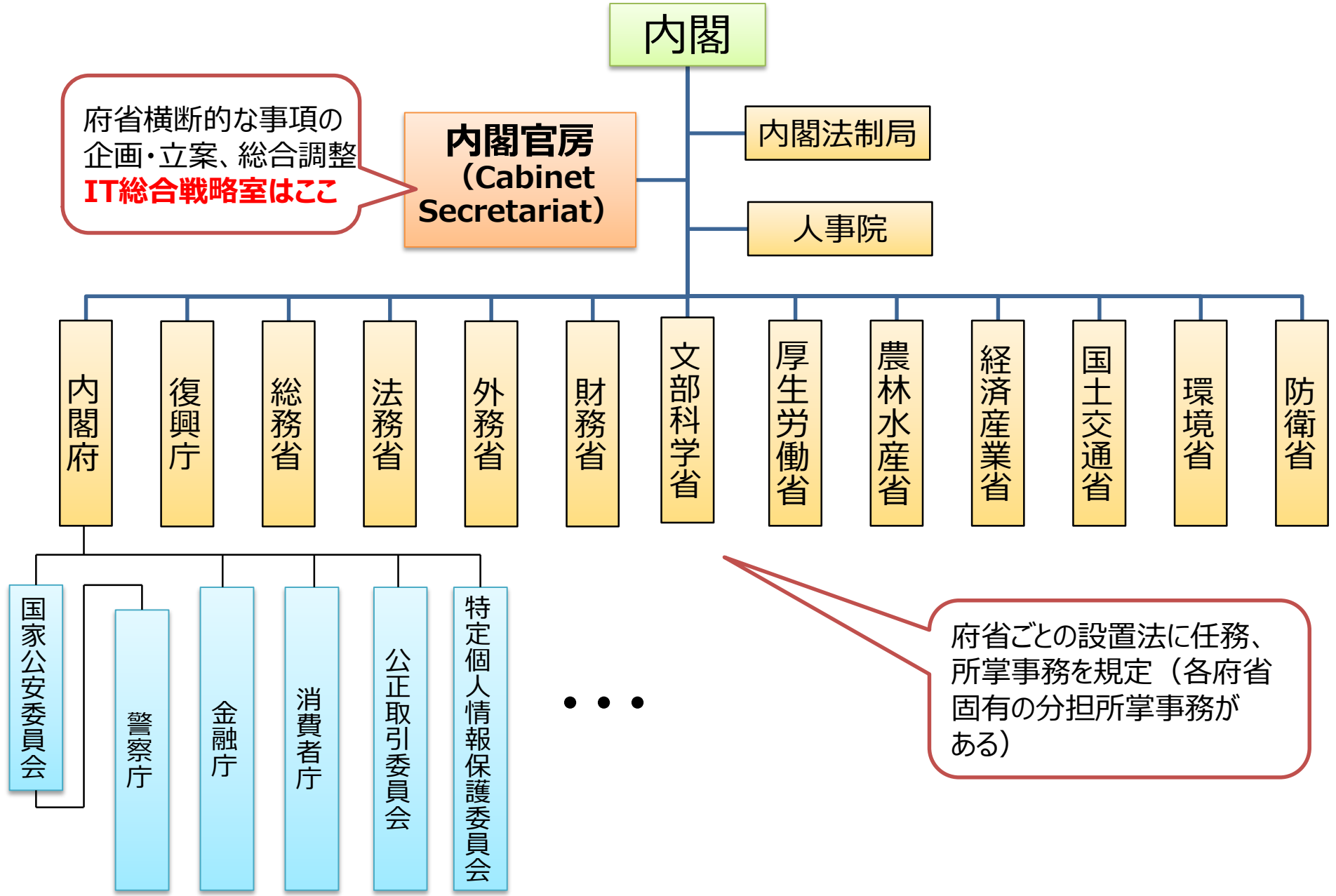

IT室の取組の例：システムと業務の一体改革

（１）政府情報システム改革

システム数や運用コストの削減など、**政府情報システム改革に大きな成果**

－システム数：2018年度までにシステム数半減という目標に対し、**約56%の削減見込（1450→634）**

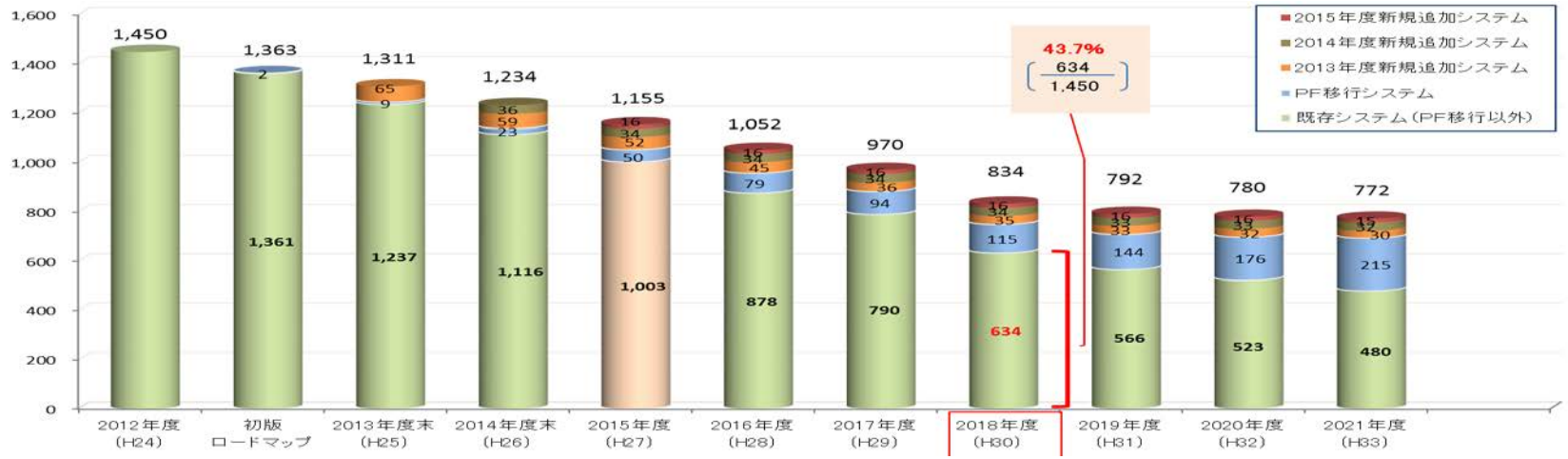

（２）IT化・業務改革（BPR）の推進

公的年金等の大規模システムについて業務改革にまで踏み込んだ刷新を実施

▲251億円/年	▲156億円/年	▲97億円/年	▲75億円/年
（公的年金）	（ハローワーク）	（国税）	（登記・法人設立）

・来所・紙を前提とした業務プロセスの見直し
⇒受付のオンライン化、処理の自動化・ペーパレス化
・組織横断でのサービス設計（ワンストップ化等）

→ 国民の利便性向上（処理時間短縮、ワンストップ化等）

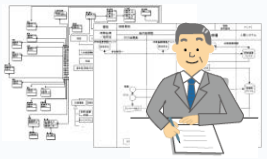

このような業務・システム改革による行政の効率化等によって節減した費用を、政府CIOが各府省のIT関連施策を評価し、選定した特定施策に重点的に投資できるように予算に反映

農地情報の全国一元化（農地情報公開システム）

●ページビュー数の推移：**約35万件／月（平成27年4月）** ⇒ **約450万件／月（平成29年8月）**
●セッション数の推移：**約4万件／月（平成27年4月）** ⇒ **約13万件／月（平成29年8月）**

【参考】全国農地ナビ
https://www.alis-ac.jp/

経　緯

・荒廃農地（約27.6万ha）や所有者不明地が増加（平成25年12月に農地法改正）
・農業への新規参入希望者が全国の農地を検索することを可能とするため、農業委員会等(※1)が、農地情報(※2)をインターネット上で公開することを義務化

これまでの農地台帳システム

・・・全国1,７１０の各農業委員会が「各々に」農地台帳システムを構築。

各々のシステムを改修すれば、インターネット上で公開することはできる。

but

システムの使い勝手が悪く、農地集積・集約が進まないことが予見。
・各農業委員会ごとにフォーマットや文言が統一（標準化）されていない
・自治体をまたいだ広域での確認ができない

「全国一元化」システムの実現（平成27年4月）

・全国一元化された農地情報の公開を開始

新規参入者にとって、
・常に最新の正確な農地情報が全国一元的に検索可能。

農業委員会にとって、
・クラウド上に農地台帳・地図システムを整備することで運用保守コストが削減。
・法令・制度改正時に一括で改修可能。（平成28年4月～）

農地中間管理機構にとって、
・農業委員会の管轄を超えた広域での農地集積シミュレーションが可能（平成28年4月～）

農地集積・集約化に向けた調整活動を活性化させ、IT戦略において取り組んできた農業情報の標準化等の取組と一体的に推進する事で、農業への新規参入の促進だけに留まらず、農業分野全体の成長産業化を加速

※1　農業委員会等；市町村に設置される行政委員会。農地の権利移転に関する許認可や農地転用の審査、農地の利用状況調査等を実施

※2　農地情報；農地台帳（農地の権利移転等や利用状況調査の結果を更新して管理する台帳）と農地地図

全国 1,７１０の農業委員会が個別にシステムを管理・改修・公開した場合

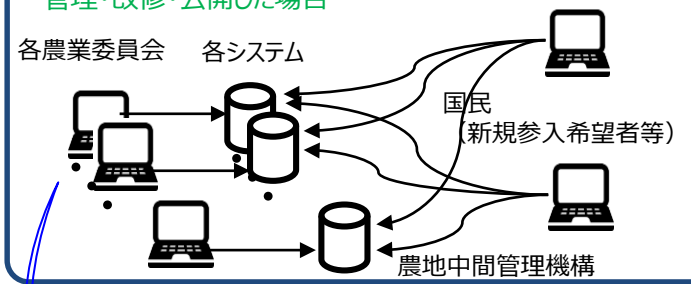

実現した農地情報公開システム
（農地台帳・地図の全国一元的公開）

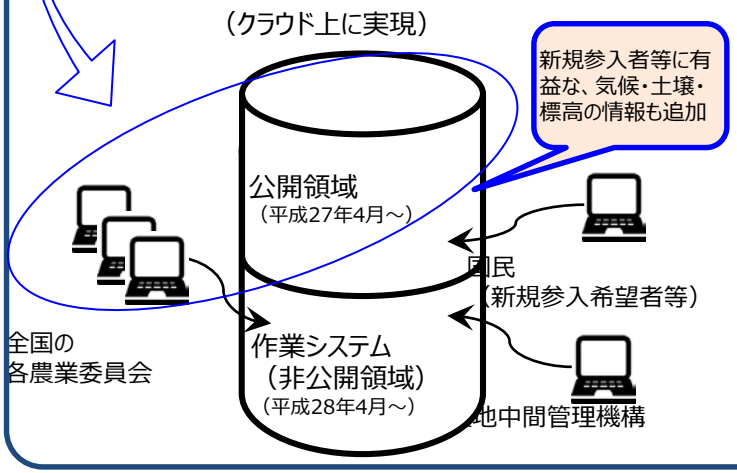

地方の官民データ活用推進計画について

経緯と今後

2016年12月14日　官民データ活用推進基本法 公布・施行（平成28年法律第103号）

2017年　5月30日 「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」 閣議決定
（官民データ活用推進基本法第８条に基づく官民データ活用推進基本計画（義務））

2017年10月13日　地方公共団体の官民データ活用推進計画策定の手引の公表
⇒地方公共団体において随時計画策定に着手

～2020年度末　　策定義務のある全都道府県での計画策定
（世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画ｐ88「地方の計画雛形の作成と計画策定支援」）

地方公共団体

都道府県

官民データ活用推進基本計画に即し、
都道府県官民データ活用推進計画を策定【義務】（官民データ活用推進基本法第9条第1項）

市町村

官民データ活用推進基本計画に即し、かつ、都道府県官民データ活用推進計画を勘案して
市町村官民データ活用推進計画を策定【努力義務】（官民データ活用推進基本法第9条第3項）

官民データ活用推進基本計画における施策（平成29年５月30日閣議決定）

19条 国と地方の施策の整合性

- 地方の計画雛型の作成と計画策定支援
- 地域におけるデータ利活用の環境整備

等

10条 行政手続等のオンライン化原則

- 行政手続等（官－民、地方－民、民－民）の**棚卸し**
- オンライン化原則に向けた**一括整備法**
- 行政手続等における住民票の写しや戸籍謄抄本、**登記事項証明書等の提出不要化**等

〔
- 医療保険業務（診療報酬における審査業務等）の効率化・高度化
- 社会保険・労働保険関係事務のIT化・ワンストップ化
- 子育て・介護・相続などのライフイベントに係るワンストップサービスの推進

等〕

11条 オープンデータの促進、データの円滑な流通の促進

- 国等が保有する行政データの**棚卸し**
- 官民ラウンドテーブルの開催（民間ニーズに即したオープンデータ推進）
- オープンデータ・バイ・デザインの推進

〔
- 訪日外国人観光客等に有益な飲食店や観光情報のオープンデータ化を推進
- **交通事故及び犯罪**に係る情報の**公開の在り方の検討**

等〕

15条1項 情報システム改革・業務の見直し(BPR)

- 国・地方を通じた行政全体の**デジタル化（ペーパーレス化を含む。）**
- クラウド・バイ・デフォルト原則の導入
- 政府情報システム改革
- サービスデザイン思考に基づく業務改革(BPR)の推進

〔
- 「**デジタル・ガバメント推進方針**」に基づく政府横断的な実行計画の策定（平成29年）、各府省の中長期の戦略的な計画の策定（平成30年上半期）

〕等

12条 データ利活用のルール整備

- いわゆる**情報銀行**や**データ取引市場**等の実装に向けた制度整備
- 国際的なデータ流通環境の整備に向けた諸外国との協調の推進
（日米，日EU，G7，APEC等） 等

15条2項 分野横断的に連携できるプラットフォームの整備

（データの標準化（語彙、コード、文字等）、API、認証機能等を含む）

- **分野横断的に連携できるプラットフォームの整備の検討**

〔
- **農業データ連携基盤の構築**
- 銀行システムのAPI（外部接続口）の公開の促進
- 国・地方公共団体・事業者等における**災害情報の共有の推進** 等

〕

マイナンバー制度

13条 マイナンバーカードの普及・活用

- **身分証等をはじめ、行政や民間サービスにおける利用の推進**
（「マイナンバーカード利活用推進ロードマップ」）
- マイナンバーカードの多機能化の推進（マイキープラットフォームの活用等）
- 海外における公的個人認証機能の継続利用 等

14条 デジタルデバイド対策

- 離島などの条件不利地域等における超高速ブロードバンド整備・確保の推進
- 条件不利地域における携帯電話のエリア整備の推進
- Webアクセシビリティ確保のための環境整備 等

16条 研究開発

〔
- **次世代人工知能技術**の研究開発の推進
- **「官民ITS構想・ロードマップ」**に基づいた取組の推進
- 多言語音声翻訳技術の研究開発及び社会実証 等

〕

17条・18条 人材育成・普及啓発等

- **データ活用の専門的知識や技術を有する人材の育成**
- **セキュリティ・IT人材の計画的な育成**
- IoTネットワークを運用・管理する人材の育成
- プログラミング教育の普及推進
- シェアリングエコノミーサービスの普及
- テレワークの普及 等

※〔 〕内は、重点８分野における施策

地方の官民データ活用推進計画の策定（国の施策と地方公共団体の施策との整合性の確保）

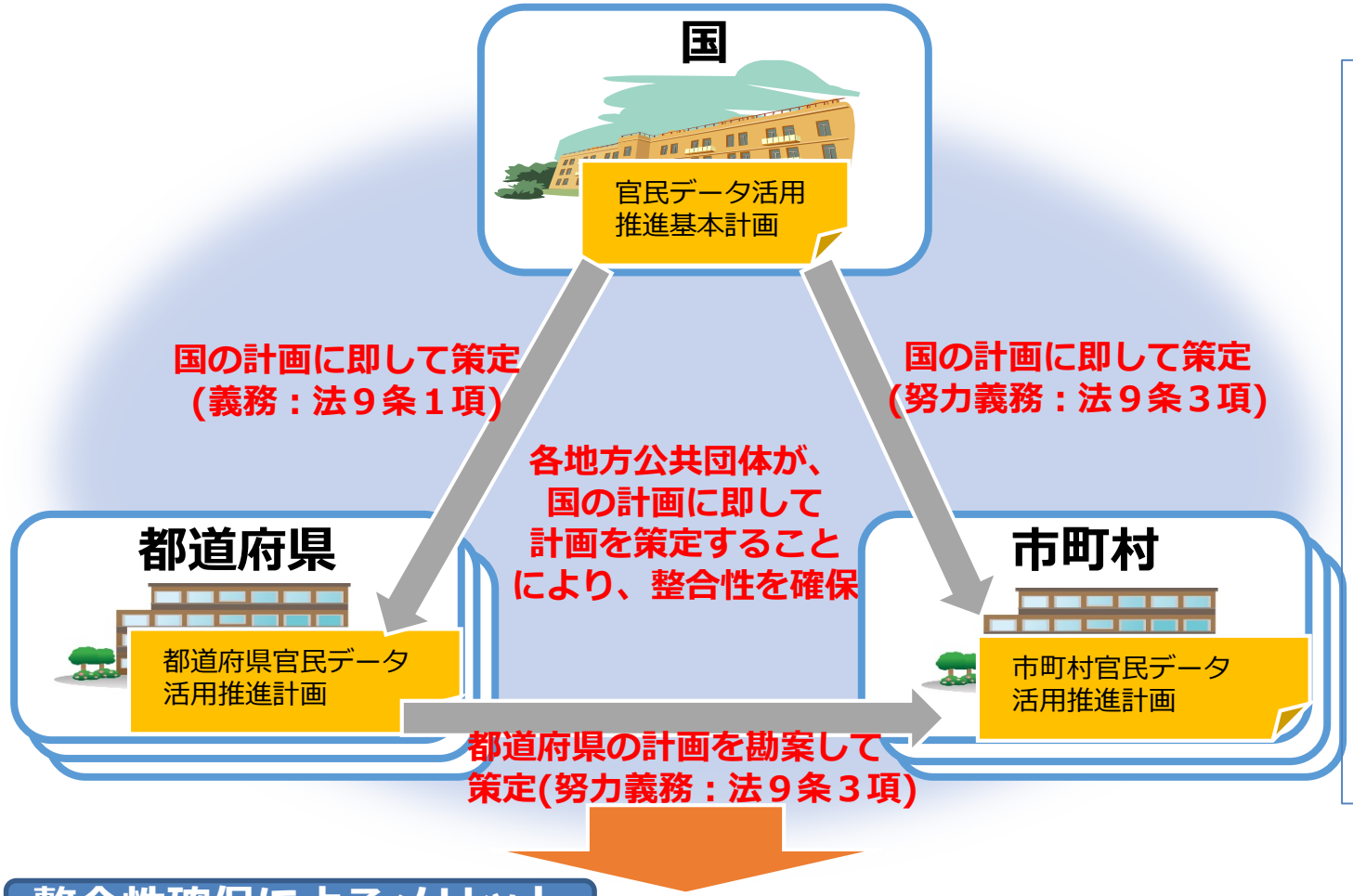

官民データ活用推進基本計画
(平成29年５月30日閣議決定)抜粋

- 官民データ利活用には、国と各地方公共団体等、各地方公共団体等の間の施策について、**一定の整合性を確保し、官民データを円滑に利活用することが必要不可欠**
- 国は、各地方公共団体による官民データ活用推進計画の策定が円滑に図られるよう、**地方公共団体における計画の雛型を作成**
- 地方公共団体における計画の策定や施策の実施等に係る負担に配慮しつつ、国は、「官民データ活用推進基本計画」の周知広報、地方公共団体からの求めに応じた**情報提供、法制上の措置も含め必要な支援等を行う**

整合性確保によるメリット

- データ保有主体の壁を越えた円滑なデータ流通の促進
- 国民一人ひとりが今まで以上にきめ細かいサービスを享受できる社会の実現
- 防災や見守り等、公益性の高い分野で、より充実した行政サービス等の実現

「地方公共団体の官民データ活用推進計画」の基本的な考え方

- 国が手引きを示すことで、地方公共団体の効率的な計画策定に寄与。
- 手引記述の施策を全て盛り込むことは求めず。
  ⇒できるところからスモールスタート*1で取り組むことを想定。
- 国の施策だけでなく他の地方公共団体における先進事例*2も盛り込む。
  ⇒国の施策以外の自主的な取組も推進。

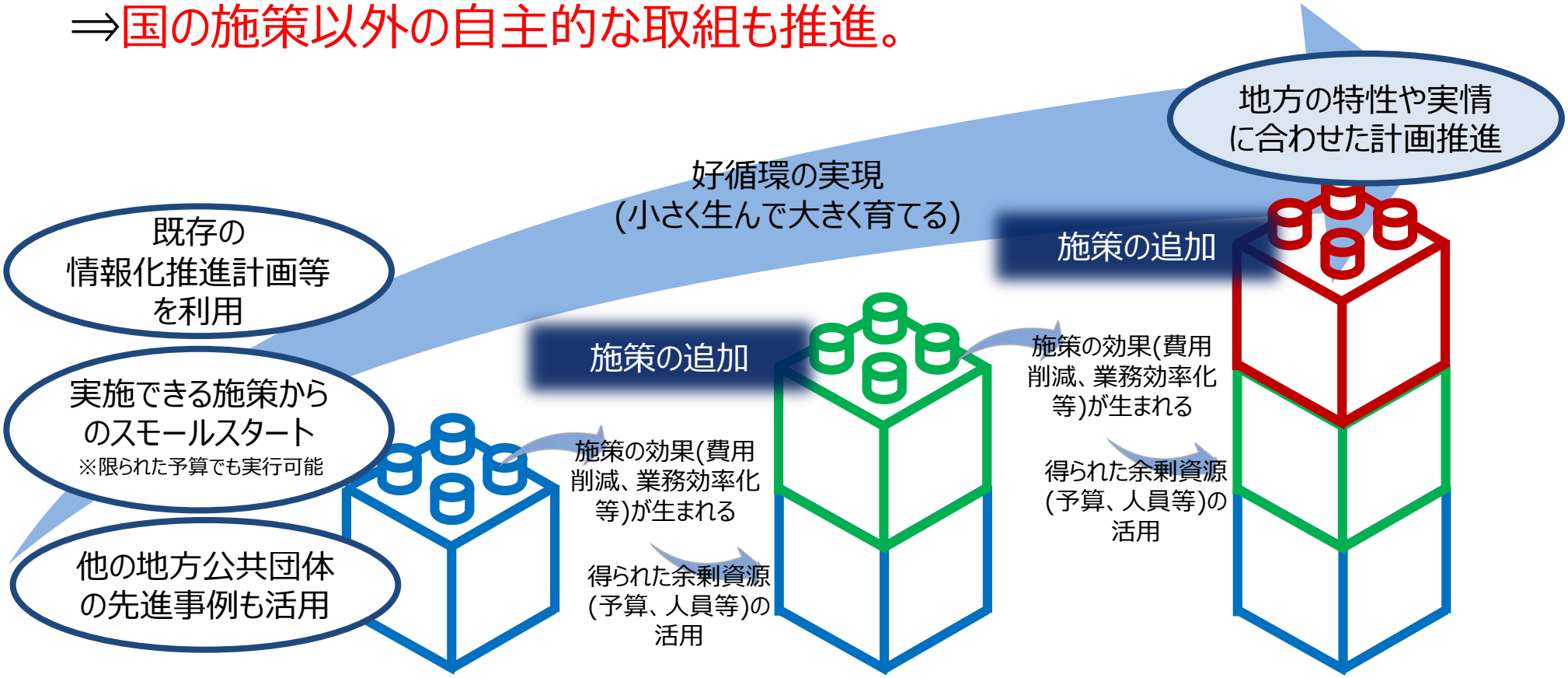

*1 たとえ一つの施策からの実施でも良いが、順次施策の拡充を目指す
*2 手引きの参考資料２として、先進事例を取りまとめた事例集を作成

「都道府県（市町村）官民データ活用推進計画策定の手引」の構成

「都道府県官民データ活用推進計画策定の手引」及び「市町村官民データ活用推進計画策定の手引」は、以下に示すとおり3つのパートにて構成

Ⅰ　総論

※都道府県（市町村）官民データ活用推進計画の定義、策定の意義・効果、基本的考え方、構成等についての説明

Ⅱ　都道府県（市町村）官民データ活用推進計画雛型

1．○○県（○○市）の現状及び課題
2．○○県（○○市）官民データ活用推進計画の目的
3．○○県（○○市）官民データ活用推進計画の位置付け
4．○○県（○○市）官民データ活用推進計画の推進体制
5．官民データ活用の推進に関する施策の基本的な方針
6．官民データ活用の推進に係る個別施策
7．セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保

【個別施策に係る5分類】
- 手続における情報通信技術の利用等
- 官民データの容易な利用等
- 個人番号カードの普及及び活用
- 利用の機会等の格差の是正
- 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等

Ⅲ　都道府県（市町村）の施策に関する国の施策一覧

参考1．官民データ活用推進基本法
参考2．地方公共団体等における官民データ活用と情報化推進の事例集
参考3．用語集

地方の官民データ活用推進計画の策定イメージ

地方の計画等（情報化推進計画等）がない場合　⇒パターン１（雛型ベースで計画策定）
地方の計画等（情報化推進計画等）がある場合　⇒パターン２（既存計画等をベースに計画策定）

パターン１

都道府県（市町村）官民データ活用推進計画雛形

１．○○都道府県（C市町村）の現状及び課題
（略）
６．官民データ活用の推進に係る個別施策
施策１　施策２　施策３
７．セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保

国の示す雛形をベースに計画策定

地方の官民データ活用推進計画策定イメージ

１．A都道府県（C市町村）の現状及び課題
２．A都道府県（C市町村）官民データ活用推進計画の目的
３．A都道府県（C市町村）官民データ活用推進計画の位置付け
４．A都道府県（C市町村）官民データ活用推進計画の推進体制
５．官民データ活用の推進に関する施策の基本的な方針
６．官民データ活用の推進に係る個別施策
施策１　施策３　地方独自２
７．セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保

パターン２

既存の情報化推進計画等

１．　○○県戦略の基本理念
（略）
４．　B県（D市町村）の具体的施策について
地方独自１　地方独自２　地方独自３
（略）

地方の既存計画等をベースに計画策定

既存の情報化推進計画等からの策定イメージ

１．　B県（D市町村）戦略の基本理念
２．　社会におけるIT分野技術的発展
３．　B県（D市町村）戦略の目標
４．　B県（D市町村）の具体的施策について
地方独自１　地方独自２　地方独自３　施策３
５．　B県（D市町村）のセキュリティ及び個人情報の取扱い
６．　B県（D市町村）計画の展開について

地方公共団体における取組とその効果

	地方公共団体における取組	効果
1	手続きにおける情報通信の技術の利用等に係る取組（オンライン化原則）	「行政情報の電子的な提供及び行政情報の社会的有効活用」、「企業及び個人の負担軽減」、「行政事務の簡素化・合理化」
2	官民データの容易な利用等に係る取組（オープンデータの推進）	「国民参加・官民協働の推進を通じた諸課題の解決、経済活性化」、「行政の高度化・効率化」、「透明性・信頼の向上」
3	個人番号カードの普及及び活用に係る取組（マイナンバーカードの普及・活用）	住民票の写し等のコンビニ交付や図書館利用など行政サービスでの利用やマイキープラットフォームを活用した地域経済応援ポイントの導入による住民の利便性の向上
4	利用の機会等の格差の是正に係る取組（デジタルデバイド対策等）	ITを十分に活用できない人々に配慮したサービス開発等により、ITや官民データ活用による恩恵を全ての国民が享受できる環境の実現
5	情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組（システム改革、BPR）	国や地方公共団体において共通的に導入できる規格の策定や自治体クラウドの更なる促進によるシステム間連携、分野横断的なデータ流通の促進

地方の官民データ活用推進計画策定の手引に係るスケジュール等

今後のアクションと「スケジュール

- 関係府省庁と協力し、ブロック会議や各種説明会において手引の解説等を実施
- 関係団体とも協調し、各団体が開催するセミナー等での説明を実施
- 年度末に地方の計画の策定状況を調査
  ⇒策定状況に応じたフォローアップの実施

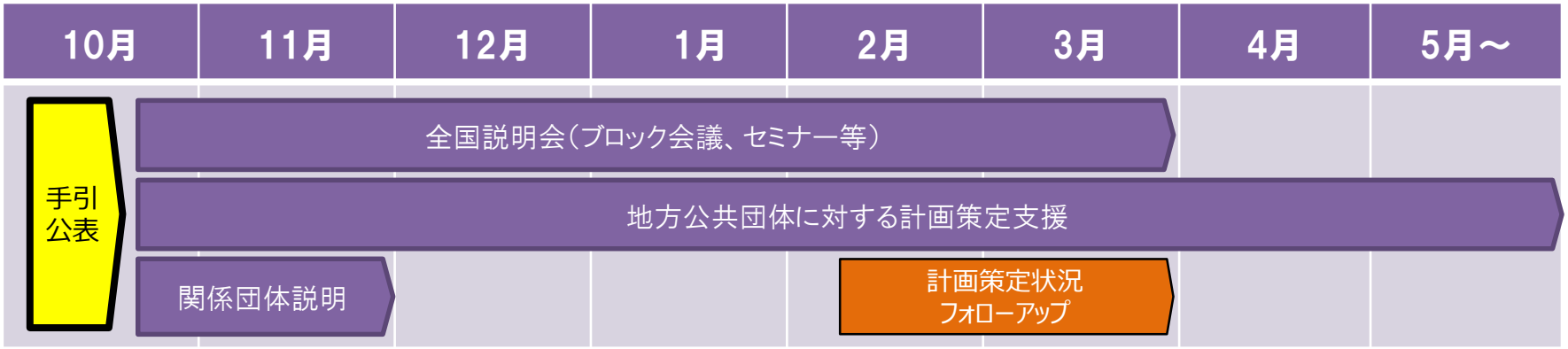

○今後の説明会等の予定（本日時点、実施済み、調整中含む）

平成29年 11月　5か所（関東、東北）
平成29年 12月　5か所（信越、東北、等）
平成30年　1月　5か所（北海道、近畿、中国、沖縄、東海）
平成30年　2月　6か所（四国、北陸、九州、関東）

上記以外の説明会等も随時検討中、全国の自治体への普及を推進

近畿の現状について

オープンデータ

○オープンデータ公開自治体

・近畿地域の**6県（85.7%）、市町村（14.5%）**

・全国41県（87.2%）、262市区町村（13.5%）

※平成29年12月時点

マイナンバー

○マイナンバーカード交付率(交付枚数)

・近畿地域　**10.3%（約230万人）**

・全国　9.6%（1230万人）

※平成29年8月時点

自治体クラウド

○自治体クラウド導入自治体

・近畿地域の**60市町村（26.4%）**

・全国312市区町村県（16.1%）

※平成28年1月時点

自治体名	自治体数	人口	オープンデータ			マイナンバー		自治体クラウド	
			都道府県	市町村公開数	市町村公開率	カード取得数	取得率	導入自治体数	導入率
全国	1941	127,907,086	41/47	262	13.5%	12,301,592	9.6%	312	16.1%
近畿地域	227	22,208,841	**6/7**	**33**	**14.5%**	**2,300,220**	**10.3%**	**60**	**26.4%**
三重	29	1,841,753	○	6	20.6%	138,217	7.5%	0	0.0%
滋賀	19	964,826	○	4	21.0%	126,982	13.1%	12	63.1%
京都	26	2,569,410	○	1	3.8%	243,958	9.4%	10	38.4%
大阪	43	8,861,437	○	8	18.6%	937,757	10.5%	7	16.2%
兵庫	41	5,606,545	○	9	21.9%	624,295	11.1%	2	4.8%
奈良	39	1,380,181		5	12.8%	155,100	11.2%	8	20.5%
和歌山	30	984,689	○	2	6.6%	73,911	7.5%	21	70.0%

「官民データ」の積極活用を**地方を中心に**社会全体に拡げることで、
超少子高齢社会における諸課題の解決し、**データが人を豊かにする社会の実現**へ

【近畿】オープンデータ・自治体クラウド取組済自治体マップ

オープンデータ

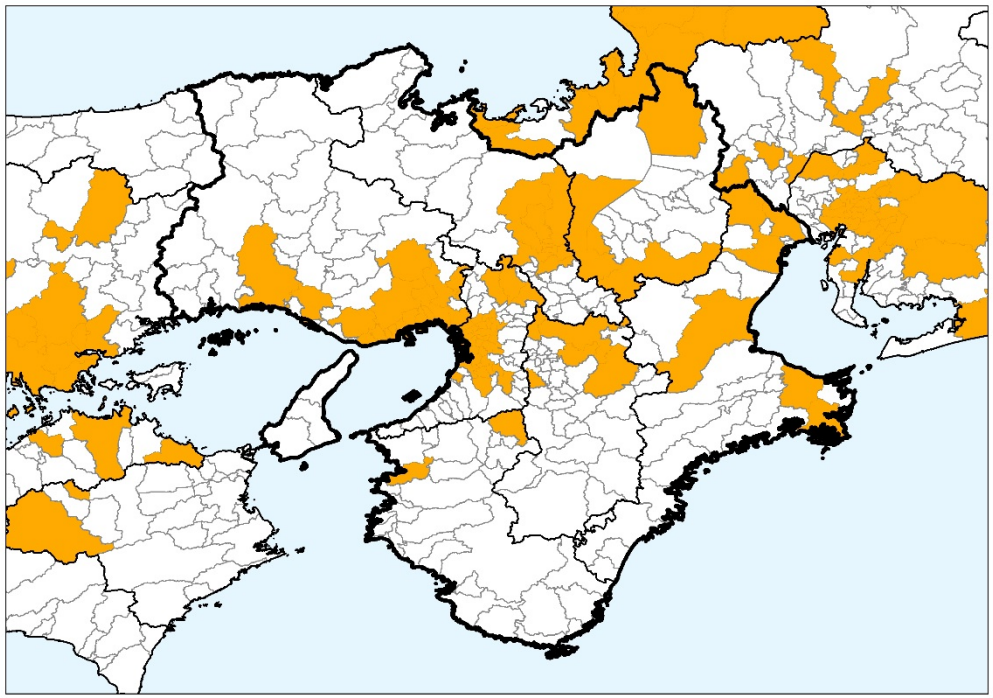

※平成29年12月15日時点

自治体クラウド

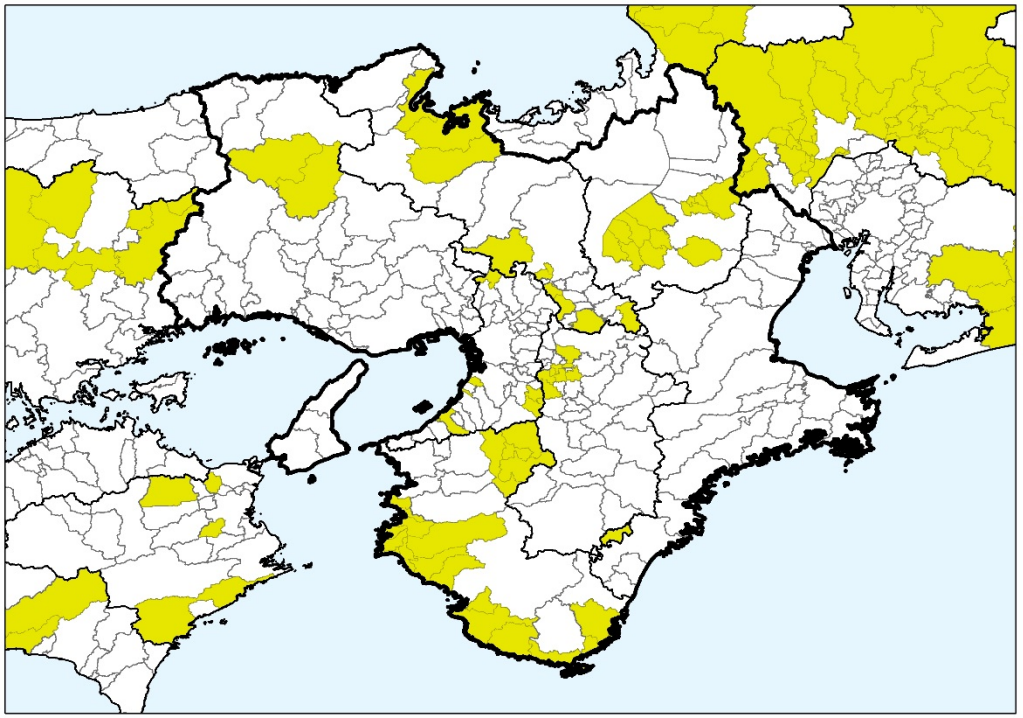

※平成28年1月時点

おうみ自治体クラウド協議会
（滋賀県草津市、守山市、栗東市、野洲市、湖南市）

他団体との業務標準化によるシステム改修費やハードウェア費等の維持費削減、外部データセンターを活用した災害時の業務継続・データ保全

○参　加　団　体：滋賀県草津市（130千人）、守山市（81千人）、栗東市（67千人）、野洲市（50千人）
湖南市（54千人）
○対　象　業　務：基幹系システム全般
○導　入　時　期：平成28年10月～（草津市）、平成30年1月～（守山市）、
平成31年10月～（栗東市、野洲市、湖南市）
○費用削減効果：5市全体で60%の運用コスト削減見込み
○その他の効果：
- システム運用のBPRを推進し、各団体の業務の見直しができたことで、業務効率が向上
- クラウドサービス導入によって確保できた人的・時間的・財政的なリソースを、住民サービスの向上に振り向けることができるようになった
- データセンター活用による安全性の確保

○特　　徴：
- 業務標準化にかかる実践的ノウハウの蓄積
- 人口規模の差を超越した自治体クラウドの実現
- 後発団体が参加できる仕組みを当初から設定

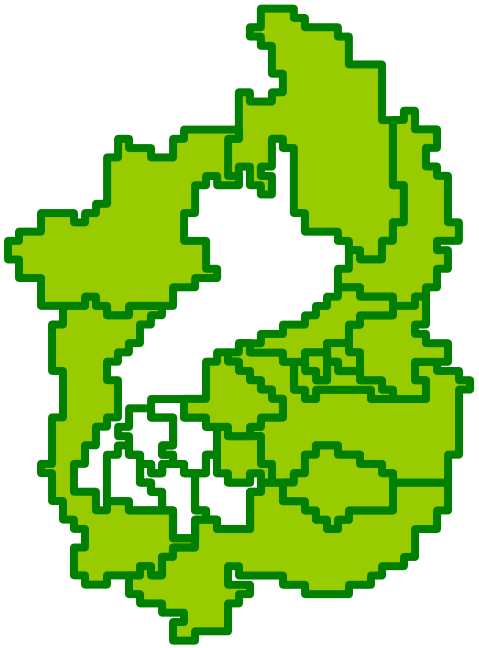

政府内の取組をパッケージ化し、全国に展開

1. 国から地方へのシステムと業務の一体改革

- 国の業務の取組状況の共有。
- 国のシステム等のコスト削減のノウハウ共有（積算根拠の見える化）。
- 「デジタル・ガバメント実行計画」に基づき、利用者中心の行政サービスの実現に向けた取組を推進。
- 農地情報公開システムの全国一元化など、地方自治体も含めたシステム統合の取組にも着手。

2. 自治体クラウドの推進

- 自治体の財源・人材確保に資する取組として、自治体クラウドを総務省と連携し推進。
- 既往自治体クラウドグループ56団体の取組を深堀り・分析した結果を「自治体クラウドの現状分析とその導入に当たっての手順とポイント」にまとめ、HPで公開。

3. オープンデータの推進

- オープンデータ伝道師の派遣
- 地方公共団体向けのオープンデータ推進ガイドライン及び手引書の提供
- 地方自治体向けパッケージ（カタログサイト・ダッシュボード）の無償配布、パッケージを用いた研修の実施
- オープンデータ活用事例集（OD100）の提供
- 地方方公共団体が公開することが推奨されるデータセットである「推奨データセット」を策定・公開

4．マイナンバー制度を活用したワンストップサービス

- 利用者が環境・状況に応じた子育てサービスを検索でき、一部手続についてオンラインでの申請を可能とするサービスを開始。
- 平成29年秋以降、子育て関係の手続に続き、引越や死亡等についても自宅などからオンラインで一括申請が順次可能に。

IT戦略の推進と更なる地方IT化・BPR等の推進により、
「データ」がヒトを豊かにする社会「官民データ利活用社会」の実現へ

参考資料

デジタル・ガバメント実行計画

■ 「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（平成29年5月30日閣議決定）及び「デジタル・ガバメント推進方針」（平成29年5月30日IT本部・官民データ活用推進戦略会議決定）に基づく、デジタル・ガバメントの実現に向けた実行計画。
■ これまでのIT化・業務改革の取組を着実に推進するとともに、**これまで以上に国民・事業者の利便性向上に重点を置き**、**行政の在り方そのものをデジタル前提で見直すデジタル・ガバメントの実現**を目指す。

【デジタル・ガバメント実行計画構成】

１．はじめに
２．本計画が目指すもの（To Be）

３．利用者中心の行政サービス改革
⇒ デジタル技術の徹底活用による、利用者に価値を提供する行政サービス改革
① 「サービス設計12箇条」に基づくサービスデザイン思考の導入・展開
② 横断的サービス改革(行政サービスの100%デジタル化)
③ 重要分野における個別サービス改革

４．プラットフォーム改革
⇒ 官民を通じたサービス・データ活用を支える連携基盤の実現とシステム基盤の構築

５．価値を生み出すＩＴガバナンス
⇒ サービス改革を実現するための組織体制・人材の強化、ルールの整備

６．地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進
⇒「人材」と「財源」を自ら生み出し、限られた資源を地域の諸課題の解決に対し、効率的に活用していくことが必要
① 地方公共団体における官民データ活用推進計画の策定
② 地方公共団体の行政手続のオンライン利用促進
③ 地方公共団体におけるクラウド利用の推進
④ 地方公共団体におけるオープンデータの推進
⑤ 地方公共団体における適正な情報セキュリティの確保

７．フォローアップと見直し

マイナンバーカードの３つの利用箇所について

◎ICチップ内の電子証明書の利用にはマイナンバーは使用しません

マイナンバーカードの裏面

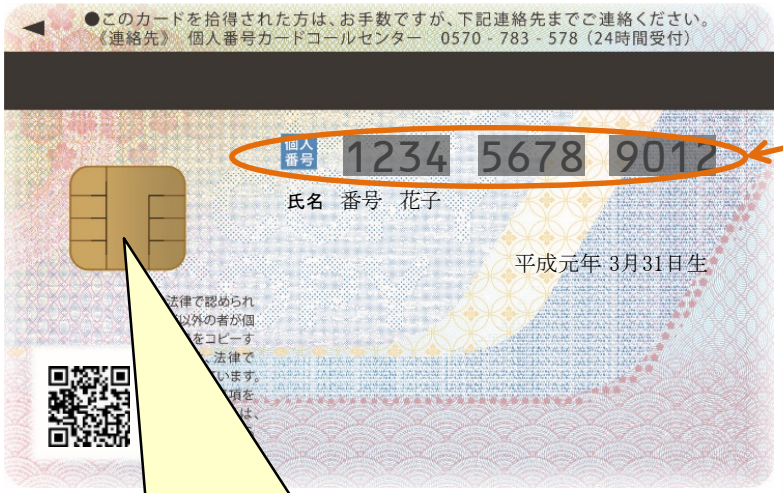

ICチップ内のAP構成

- **電子証明書**（署名用、利用者証明用）
- **空き領域**
- その他（券面情報等）

①マイナンバー

・社会保障、税又は災害対策分野における法定事務又は地方公共団体が条例で定める事務においてのみ利用可能

・マイナンバーを利用できる主体は、行政機関や 雇用主など法令に規定された主体に限定されており、そうでない主体がカードの裏面をコピーする等により、マイナンバーを収集、保管することは不可

法令で利用できる主体が限定

②電子証明書（署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書）

・行政機関等（e-Tax、マイナポータル、コンビニ交付等）のほか、新たに総務大臣が認める民間事業者も活用可能に
例：金融機関におけるインターネットバンキング等

・電子証明書の発行番号と顧客データを紐づけて管理することにより、様々なサービスに活用が可能

利用者証明用電子証明書のイメージ

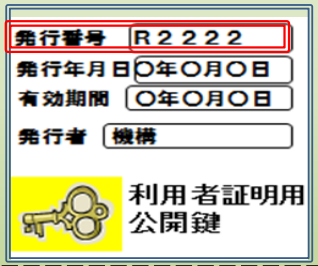

③空き領域

・市町村・都道府県等は条例で定めるところ、国の機関等は総務大臣の定めるところにより利用可能
例：印鑑登録証、国家公務員身分証

・新たに民間事業者も総務大臣の定めるところにより利用可能に

民間も含めて幅広く利用が可能

＝

マイキー部分

マイナンバーカードを活用した利活用将来像

ワンストップサービス

- 子育て関係の手続に続き、引越や死亡等についても自宅などからオンラインで一括手続が可能に。

地域経済を応援

- マイナンバーカード１枚で自治体ポイントなど様々なサービス利用が可能に。
- 民間ポイントを交換し、商店街等で活用。

インターネットバンキング

- マイナンバーカードでログイン、残高照会などが可能に。

医療・健康情報へのアクセス

- 地域医療ネットワーク内で参照していた医療データを、全国で参照可能に。

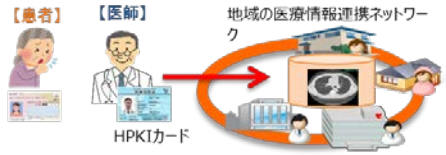

証明書のコンビニ交付

- 自治体窓口で取得していた住民票の写しや戸籍等の証明書が、全国のコンビニなどで取得可能に。

医療保険の資格確認

- 医療機関の窓口で、マイナンバーカードをかざし、オンラインで保険資格を確認。

チケットレスサービス

- イベント会場への入場時に活用するとともに、不正転売を防止。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会での活用も検討。

災害時の避難指示・見守り

- 自分に合った防災情報を取得でき、自治体も住民の避難状況を把握可能に。

官民様々なサービス基盤との連携

住民の利便性向上、生産性向上等

地域経済活性化、好循環拡大

IT室の取組の例：コスト削減のノウハウ共有

- 「コスト削減計画手引」の作成と情報共有
  これまでに得られたノウハウ（積算根拠の見える化、削減手法、事例）を政府内や地方公共団体と共有。
- 手引書の内容等を継続的に充実させ、コストマネジメント力を強化。

取組の具体例（サーバーの統合や削減）

取組以前の状況

システム事業者への要求事項

・必要と考えらえる機能
・必要と考えられる性能
・絶対に停止させない

十分過ぎる？水準のシステム

システムの詳細管理は
事業者にすべて一任

サーバ使用状況の詳細把握（CPU使用率等）

発注者側（職員）が状況を詳細に把握

使用率の詳細把握

故障実績の詳細把握

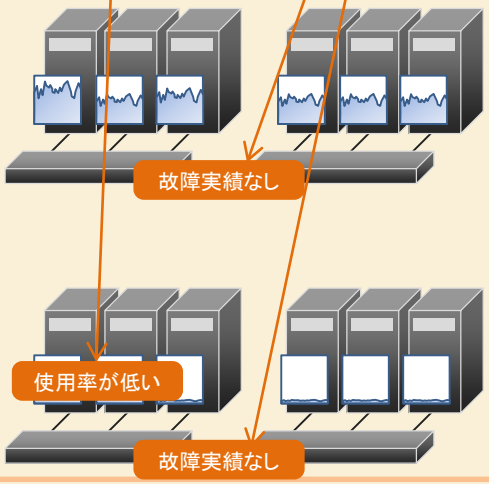

取組後の状況

システム事業者への要求事項

・必要な機能
・必要な性能
・一定時間以外は停止させない

＋ 適切なコスト

適切な水準のシステム

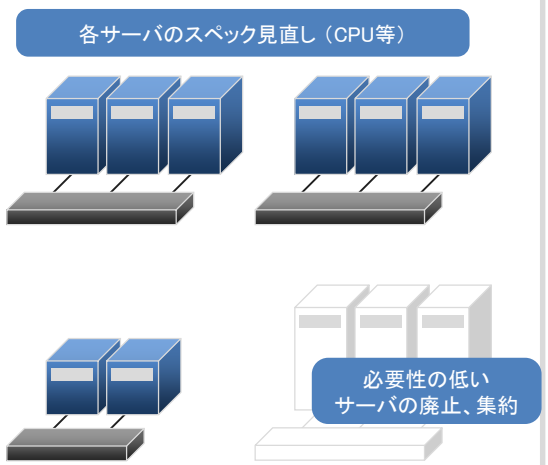

地方公共団体におけるオープンデータ利活用の取組を支援

超少子高齢社会を迎える中で地方公共団体の保有するデータの活用は地域住民へのサービスの向上、地域経済の活性化等を通じ、一億総活躍社会の実現にも資するもの。

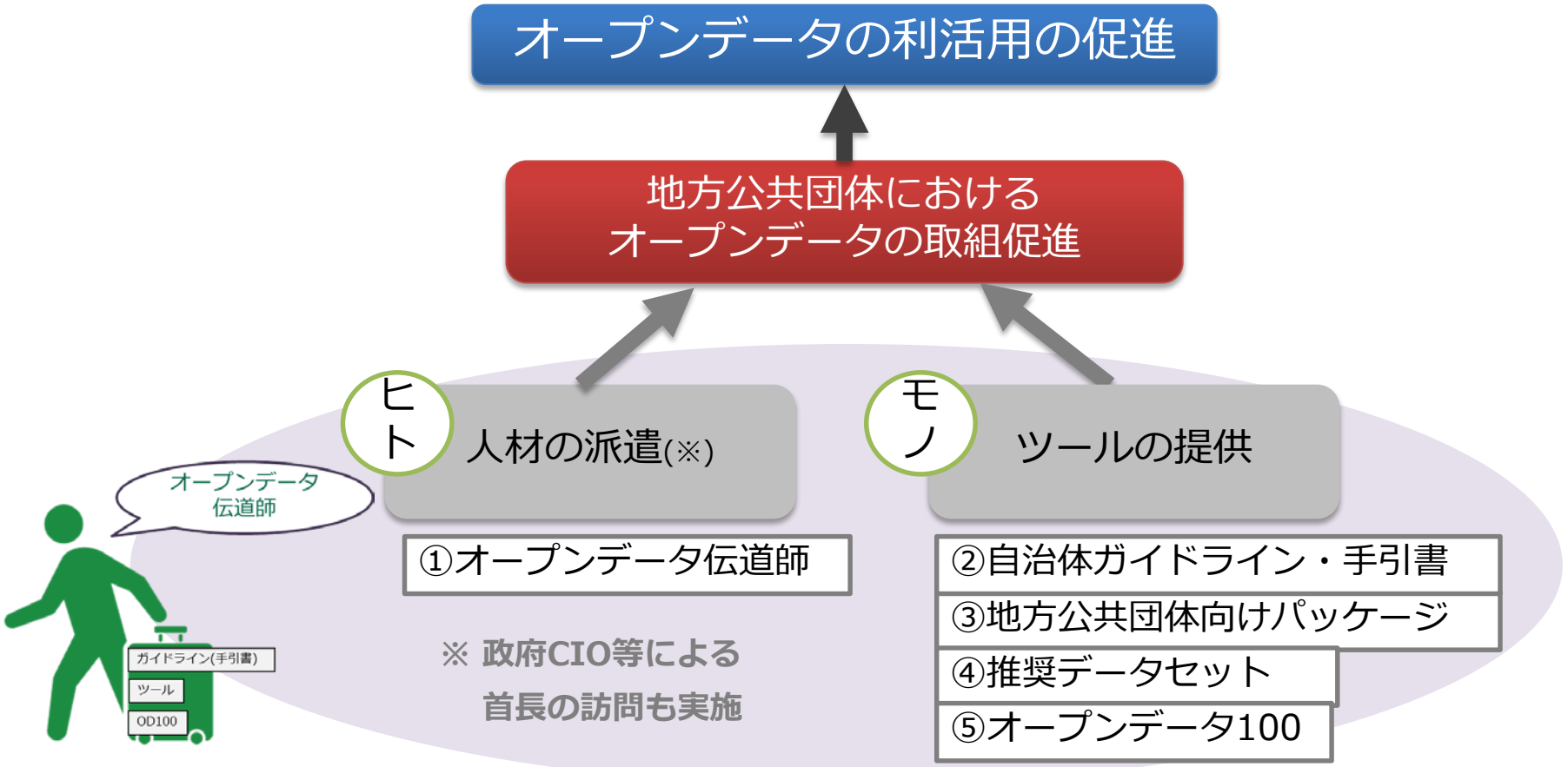

一体的に実施

（地方公共団体でワークショップを実施）

官民データ活用推進基本法制定の背景

超少子高齢社会における諸課題の解決

データを活用した新ビジネスとイノベーションの創出
データに基づく行政・農業・医療介護・観光・金融・教育等の改革

サイバーセキュリティ基本法

データ流通における
サイバーセキュリティ強化
（平成26年制定）

データ流通の拡大
AI、IoT関連技術の開発・活用促進

個人情報保護法

パーソナルデータを安全に流通させるため、個人情報を匿名加工情報に加工し、安全な形で自由に利活用可能とする制度創設（平成27年改正）

原則ITによる効率化等

生成、流通、共有、活用されるデータ量の飛躍的拡大

国

地方

官民データ活用推進基本計画
（平成29年5月閣議決定）

官民データ活用推進基本法
（平成28年制定）

地方の官民データ活用推進計画

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法 (平成12年制定)

自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手・共有・発信することで、あらゆる分野で創造的かつ活力ある発展が可能となる社会の形成を目指し、世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成等を促進

データ大流通時代のイメージ

「データ」がヒトを豊かにする社会（「データ」大流通時代の到来）

AI、IoT等の新たな技術を用いた分野横断的なデータ利活用による
新しいイノベーションの創出や社会構造の変革を目指す

オープンデータの促進

オンライン化原則

分野横断的なサービスプラットフォーム
（データ標準化、ＡＰＩ、マイナンバー制度活用等）

データの雨

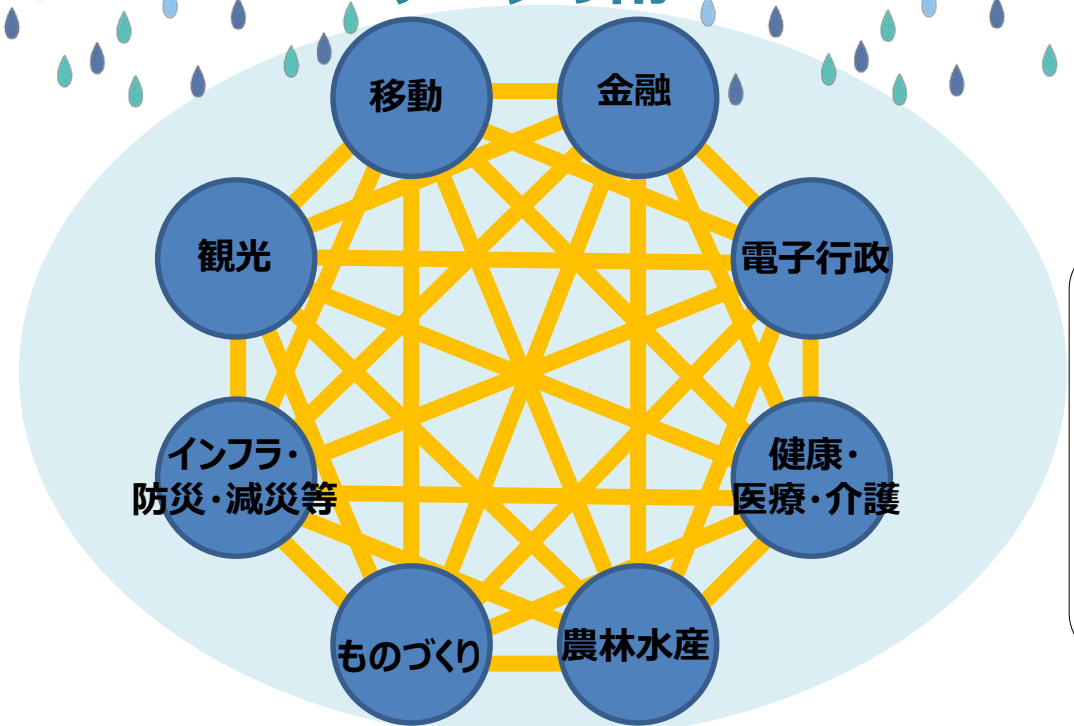

分野を超えた様々な知識や知恵の共有

＜連携施策の例＞

○電子行政・金融連携
・資金管理と納税等申請手続のシームレスな連携　等

○農業インフラ連携
・建設機械の農業利用　等

○医農連携
・患者の病状・体質に適した食品の開発・提供　等

END

ご静聴ありがとうございました。

IT総合戦略本部　ホームページ　http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/index.html

地方の官民データ活用推進計画策定の手引　http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/tihou/index.html